

保険等がござりまするけれども、そういう他の部門との不公平、それから
保育園内での不公平、そういうことが起こらない範囲で、できる限り
努力をしてみたいと考へます。

以上でございます。

○十番(松山 清君) いろいろ努力されてゐるようには見受けられますが、
さきほどいろいろご答弁の中で述べられたことについては、私どもと大部
見解の相違ということはあるわけですから、何より四十九年度予算
編成に当りて市民生活を守るというような観点を貫き通して、
予算編成をされるよう最後に要望して、おきまして、私の質問を
終わります。

○議長(石川信義君) 以上で一般質問を終わりました。

これより暫時休憩をいたします。

午後一時二十九分 休憩

午後二時四十分 開議

○議長(石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第四報告第二号専決処分の承認を求めることについて昭和
四十八年度福生市一般会計補正予算(第三号)を議題と
いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長上野
重勝君。

(企画財政課長 上野重勝君 登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 報告第二号専決処分の承認を求め
ることについて提案理由の説明を申しあげます。

本件につきましては、去る十二月の二十二日の全協におきまして、所管
の課長から詳しく内容を説明したものでござりまするが、武蔵野幹線
排水路の工事費につきまして、防衛庁の追加工事への補助額の負担
金の内示の決定が十二月に入りまして、それから工期が三月までという
短い期間に至急に工事に着手しなければならぬというような事情を
勘案いたしました。この予算を専決をした次第でござりまする。

その内容について説明を申しあげます。本予算は既決の予算に
九千三百万円を追加いたしました。合計の金額を三十六億五千三百七十

二万八千円としようとするものでございます。

その内容について説明を申し上げます。四ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入につきましては、国庫買入金といたしまして土木費の国庫買入金二億四百八十万円の補正前の額に對しまして、今回九千三百万円を補正をいたしまして、合計額を二億九千七百八十万円とするものでござります。なおこの国庫買入金につきましては、国の特定国有財産整備特別会計から支出されるものでござります。ソウやるトPCPと呼ばれてゐるものでござります。

次に、歳出について申し上げます。この歳出の内容は給付費にあきまゝ四百四十二万円ほどの増額補正、それから需要費にあきまゝ六十万円程度の補正、それから委託料にあきまゝ来年度の武蔵野幹線の基本設計調査の委託料といたしまして六百九十八万円を補正いたしてあります。

なお工事費につきましては、今回八千七十四万円の補正でござります。この内容は工事の内容がエエ区に合かれてあります。

統計が延長して九〇三メートル、総金額で二億七千五百万円でございますが、前回の補正で一億九千四百二十六万円が計上されてありますので、今回三号補正で八千七十四万円を追加をいたしまして二億七千五百万円になるわけでございます。

その他若干の補正内容を盛った予算でござります。以上簡単でござります。提案理由の説明といたします。

議長（石川信義君） 以上で説明は終わりました。こゝより質疑を行ないます。

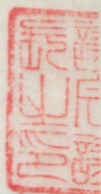
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。報告第三号の専決処分については、原案とあり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よつて、報告第三号は原案より承認することに決定をいたしました。

議長（石川信義君） 次に、日程第五議案第百二号 福生市の一般



職員の給与に關する条例の一部を改正する条例を議題とした事。
 本案について提案理由の説明を求めます。秘書職員課長高水
 求君。

(秘書職員課長 高水 求君 登壇)

○秘書職員課長(高水 求君) 二指名がございしたので、議案百二号の福生
 市の一般職員の給与に關する条例の一部改正条例について提案理由の
 説明を申し上げます。

本案は、すなわち本案内とあり、去る八月及び九月、それぞれ国及び東京
 都の人事院会が給与の勧告を行なったことに基つきまして、国及び
 東京都にあつたものも、所要の改正をされておりますし、各市に
 あつたものはおおむねこの給与条例の改正がされてあるのをご分ります。
 本市にあつたものは、今回の定例会に提案したような次第でございます。
 内容といたしましては、第二条の二の二項第三号中、生命保険の下に
 損害保険を加えるという事は、要するに職員の給与は現金を支払う
 ことは原則にならざるやうです。それを法律または条例で定める事項に
 基つきまして、源泉徴収をなさるということになつておりますので、今まで

福生市議会

生命保険とか、あるいは其等の家族各義の預貯金そういったものについて
 条例で規定されておりますけれども、今回その下に火災保険とか、あるいは
 は自動車保険というものについて職員が便宜をはかるために源泉徴収
 がござるというものを付け加えた次第でございます。

それから九条の第三項中、三千円を四千円をいうのは、扶養手当の項
 にご分りますけれども、配偶者、または十八歳未満の第一子につきま

して、従来三千円であつたものが四千円になるということ、それから二千円
 を二千五百円というものは、その他の扶養家族でございしますが、要する
 に十八歳未満の子、孫、あるいは六十歳以上の父母、祖父母、あるいは
 十八歳未満の弟妹そういったものについて、扶養手当は二千円か二千五百
 円に改めたわけでございます。第十條の三の一項は住居手当でございます。

それから別表を次のように改めたわけでございますが、これはいわゆる
 一般職員の給与表でございますが、今回の給与表は上に薄く下に厚
 いというような表でございます。一等級につきましては、平均約一四%
 程度でございますが、一番下の五等級につきましては平均一八%程度
 でございます。平均したしまして一六、七四%の比率になつております。

これらの年間所要額といたしまして、直接の額といたしましては、今回提案されます補正四号の職員の手当の明細に記されておりますけれども、約一億六百万円程度の直接の所要額が今回補正されております。それから附則につきましては、この条例の施行日につきましては、はつきりと一月一日から施行いたします。四月一日から適用するということになるわけでございます。

二項につきましては、今まで払ったものの経過措置における内払いということを明記しております。

三項につきましては、市規則への委任条項でございます。

以上をわけて簡単ではございますけれども、慎重に審議の上ご決定下さるよう申し添えます。はなはだ簡単ではございますが説明にかえさせていただきます。

議長（石川信義君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

十番（松山清君） 一点だけお伺いします。一月一日からということなんですか。

議長（石川信義君） 四月一日からということなんですか。

福生市議会

ですけれども、かなりにこういう問題については、なるべく早く時期に改正するべきかなと思っております。

等もあるわけですが、かなり遅れて支給されるということなんですか。

けれども、その辺の関係は、今後早めていくということに、つてはどのようになお考えているのか。

秘書職員課長（高永求君） お話まことにそのとおりでございます。

して、二十六市でも決まらず早い方ではございませう。ただ私どもの方

といたしましては、いわゆる相当多額の予算を組むものでございませう。

ので、それらの財政措置を勘案しながら、今回そのようなことになった次

第でございませう。今後はなるべく早く人事院の勧告等が来れば財

政の見通しのつく限り、早急の処置したいと考えております。

議長（石川信義君） 以上で質疑は終わります。

〇十一番（伊藤忠次郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二号につきましても、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（賛成）と呼ぶ者あり

議長(石川信義君)

おはかりいたします。ただいま伊藤忠次郎君から、所定の賛成者を得て、本案は総務委員会に委託し、審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君)

異議なしと認めます。よろしく議案第百三号は総務委員会に付託することに決定をいたしました。

議長(石川信義君)

次に、日程第六議案百三号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。都市計画課長 浅見 裕康君。

(都市計画課長 浅見 裕康君 登壇)

都市計画課長(浅見 裕康君)

ご指名をいただきまして、議案第百三号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、その内容につきまして、ご説明を申し上げます。



提案理由にも記載のとおり、三カ所の公園を新設したことに伴い、

まして、本条例を整備しようとするものでございまして、便宜上別表全文を次のページにご覧するように、改めようとするものでござい

ます。内容につきまして、若干ご説明申し上げたいと思っております。

別表中の三番目の富士見公園、四番目のほたる公園、この

二カ所は多摩河原の土地区画整理事業に伴いまして新設されたものでござい

ます。場所は富士見公園が五日市線のすぐ下、ほたる公園が本案内

のとおり、幸楽園の下にござい

ます。次に最後から二行目でご覧いただけます、加美平地区の区画整

理事業に関連したもので、警察署の東側に一カ所新設を

しております。永を加美平西公園と命名いたしまして、本条例の公布

施行に伴い、正式に一般の供用にするというふうなことでござい

ます。非常に簡単でございますが、議案第百三号につきまして提案本

理由の説明にかえさせていただきます。よろしくご慎重に審議

賜わりました。原案の決定賜わりますようお願い申し上げます。

議長（石川信義君） 以上を提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上を質疑は終わります。

○十一番（伊藤忠次郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第百三十三号については、建設

委員会に付託し、審査せられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おわかりいたしました。ただいま伊藤忠次郎君

から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せ

しめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決する

ことに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって議案第百三

十三号は建設委員会に付託することに決定をいたしました。

電字訂正

電字訂正

電字訂正

電字訂正

議長（石川信義君） 次に、日程第七議案 第四号 福生市国民健

康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市民課長 田村忠雄君

（市民課長 田村忠雄君 登壇）

○市民課長（田村忠雄君） ご指名によりまして、議案第百四号 福

生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして

の説明を申し上げます。

提案理由でございますが、ご承知のとおり本年の九月に健

康保険法等の一部改正がなされたわけでございますが、これにより

まして、高額療養費制度が実施されたわけでございます。

それで、国保以外の健保におきましては、本年の一月一日からすでに

実施されておるわけでございます。

なお、国保につきましては、法律に定められました実施時期は

五十年の十月一日とされておるわけでございしますが、国の方針といた

しまして、国保の財政等を考慮いたしまして、四十八年度から三年間

に逐次実施して頂くというふうな考へ方を持つてあるわけでございます。
東京都におきましては他の健保等の関係もございます。全国にさ
きかへまして四八年度から実施するということになつたわけでございます。
それで当市は来年の一月から実施を予定してゐたわけでございますが、
国の予算等の関係もございまして、時期をさらに早めまして
本年の十二月から実施するよう都から指導があつたわけでございます。
この実施に当たりまして条例の整備をする必要が生じたた
めに提案申しあがる次第でございます。

条例の内容もございしますが、高額療養費としまして三
の三項を追加したすわりでございしますが、これは新設各項でござ
いまして、内容を申しあげますと、被保険者と同じ月に、同じ病
院あるものは診療所等から病養を受けた場合に、その一部負担金
が三万円を越えた場合にその越える部分に対しては、高額療養
費として償還の形で世帯主の申請に基づきまして世帯主に支給
するということでございます。この高額療養費は十万円以上の医療
費を支払った場合でないと該当してゐないわけでございますが、たゞ之は



医療費が三十万円以上かつたとしますと現在一部負担金は
三割でございしますので、九万円は現在自己負担になつてゐるわけで
ございします。今回の改正でこの額は三万円と押さへられてあります
ので、九万円から三万円を引いた残りの六万円が高額療養費と
いうことで、これを世帯主に支給することになります。それで
大体が入院患者等もございしますが、該当者は月に二十人前
後と予想してあります。それで額に上つたしまして多く見積りまし
て月に五十万円ぐらいであらうかと思つてゐるわけでございます。それ
から二項もございしますが、二項では歯科診療、あるいは歯科診療以
外の診療を合せて行なう医療機関、あるいは総合病院等に
つきますとは、診療科名にとりそれだけ別に一件として取り扱うん
だという規定もございします。それから三項もございしますが、これは承
知のように考へ医療等の公費負担の場合には本人は全然負担は
しなすわけでございます。その関係でこの場合にはその高額療
養費は当該の療養取り扱ひ機関に支払をしてもらうというこ
とでございます。それから四項では、前項の三項の場合にはこれは世帯

主に高額療養費を支給したものとみなす規定でございます。それから六条の四でございますが、これは高額療養費の支給に關しまして申請の方法あるのは様式等について、市の規定で定めるところでございます。

お附則では八年の十二月一日から適用するということでござい
はなばだ、さげくな説明でございますが、よろしくご審議の上ご可
決下さることをお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより
本案に対する質疑を行ないます。

(応答なし)

○議長(石川信義君) 以上で質疑は終わります。

○十一番(伊藤忠次郎君) この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題とさせていただきます。議案第百四号については、厚生委
員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おかりいたします。たゞいま伊藤忠次郎君

福生市議会

から、所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し、審査
せしめられた旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決
することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第百四
号は、厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長(石川信義君) 次に、日程第八議案第百五号福生市民体
育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。社会教育課長、小野
光朗君。

(社会教育課長、小野光朗君 登壇)

○社会教育課長(小野光朗君) 議案第百五号福生市民体育館条例
の一部を改正する条例の提案理由を説明申し上げます。

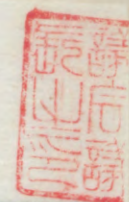
その前、当体育館の建設につきましては、おかげさまで立派な施設
と好評を得ております。順調に運用できることを厚くお礼申しあ

議百五 議百六 議百七 議百八 陳五 議百九 議百十

「過日九月の「N.H.K.の自慢」に、つぎまゝでは約二千八百人程度の
お客さんが入り、「のど自慢」の番組を楽しんでいただけた。事務
局としても鋭意一層市民のよく施設として、活用を高めるよう努力を
傾注したつもりでございますので、よろしくお願ひいたします。
さて、この改正理由でございますが、お承知のとおり、当体育
館が開館した当時、まだ利用者数等がまだ判然とはで
きず、予想数で開館したわけでございます。そうして市民に多く
利用していただくというふうなために、祝日を開館してあります。
しかしその利用状況等を見てもありますので、その結果祝日は
平日の二倍から五倍程度の利用が多いということになりました。
それで今回これを祝日は明確に条例上開館し、翌日休館すると
いう規定を提案してゐるわけでございます。

また、四十八年四月国民の祝日は法律の改正により、日曜日
と祝日が重複した場合、その翌日が休日となる関係上、本改
正条例の第三号但し書きの規定のとおり、大曜日と祝日が重なった
場合は翌日を休館するといふふうになつたわけでございます。なお、

福生市議会



このような重複する日は四十八年はゼロ回ございました。大曜日と
祝日がダブルの場合でございます。四十九年は元旦を除き一月十五日
のみと、年に一回あるか否かとの状態と思われまふので、ほこ人と支障
がないと思われまふ。

以上大要を得ながら説明でございますが、本条例の改
正につきまして説明申しあげました。よろしくご審議いただき、可
決下さいますようお願い申し上げます。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

(応答なし)

議長(石川信義君) 以上で質疑は終わります。
○十一番(伊藤忠次郎君) この際、動議を提出いたします。
ただいま議題となっております。議案第百五号については、委員会
付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりをいたします。ただいま伊藤忠次郎君

から、所定賛成者を得て本案は委員会付託及び討論と省略し、
原案とあり可決したい旨の動議が提出されましたが、本動議の
とあり決することのご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第百五
号は原案とあり可決をいたしました。

○議長(石川信義君) 日程第九議案第百六十号 福生市福祉会
館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

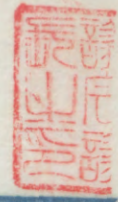
本案について提案理由の説明を求めます。福祉事務所長 森田
猛君。

(福祉事務所長 森田 猛君 登壇)

○福祉事務所長(森田 猛君) ご指名によりまして、議案第百六十号 福生
市福祉会館条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し
あげます。

本条例の改正につきましては休業日の改正でございます。

福生市議会



福祉会館には施設が三つに分かれてあります。第六条の第二号(二)
に「つまり」とは老人と社会教育の施設でございます。これが今まで休業
日が火曜日とそれから年末年始と、国民の祝日に関する法律の第日
というふうになつておたわけでございますが、この日が火曜日、国民の祝日が
火曜日に当たる時にはその翌日というふうに改正しようとする、それから
第六条の二号の二に「つまり」とは、これは現在行なっております学童保
育の関係でございます。この休業につきましては日曜日、それから
国民の祝日、それから年末年始でございますが、これを国民の祝日が
日曜日と重なった場合には、その翌日というふうに改正しようとする
ものでございます。

以上簡単でございますがご説明いたしたわけでございます。慎重
審議の上、原案可決されるようお願いいたします。

○議長(石川信義君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。
それより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑は終わります。